

教職第 271 号
平成 18 年 6 月 23 日

各 課 長

様

各 教 育 機 関 の 長

教 育 長

教職員の服務規律の徹底について（通知）

日頃は、各学校において児童生徒の教育の推進にご尽力いただいております。

標記のことについては、これまでも指導の徹底をお願いしてきたところであります。こうした中で、今回、県立高等学校教員による不祥事が起きたことは、本県教育に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に残念であります。

教職員の職務の遂行に当たっては、服務の規律を遵守し、教職員一人ひとりが教職に対する情熱と使命感をもって日々の教育活動に尽力するとともに、職務外においても教職員としての立場と責任を自覚し、県民の信頼を損なうことのないよう全力で取り組んでいかねばなりません。

については、平成 17 年 1 月 18 日付け教総第 524 号、学人第 689 号「懲戒処分の指針について（通知）」の趣旨を再度周知されるとともに、別紙「教職員の非違行為をなくすために」を参考にし、今回のような事件が再発することのないよう、職員会議や研修会等を開き服務規律の徹底を図っていただきたい。

なお、懲戒処分の指針については飲酒運転に係る処分基準を改正したものを平成 17 年 9 月 15 日付けで発出しておりますのでその旨の周知徹底も併せてお願いします。

(別紙)

教職員の非違行為をなくすために

1 倫理観・使命感の高揚

資質向上委員会や職員会議等において、飲酒運転や体罰、不正な会計処理、わいせつ行為などの防止等、教職員としての在り方について絶えず研修を重ね、教職員一人一人が強い使命感と高い倫理観を持てるよう自覚を高める。

2 セクシャル・ハラスメントの防止

教職員間に加え、教職員と児童生徒・保護者等との間におけるセクシャル・ハラスメントを防止し、健全な学校・職場環境の確保に努める。

3 校長等の指導・助言

一人一人の教職員の勤務状況、心身の健康状態、言動等の把握に努め、勤務時間の内外、公私の別を問わず、的確な指導・助言を行い、服務規律の徹底を図る。

4 人間関係づくりの充実

職員相互が悩み事等について適宜適切に相談ができるようにするとともに、組織の一員としてお互いが切磋琢磨し、協力・支援ができる職場づくりに努める。

5 未然防止体制の確立

非違行為を引き起こす土壌がないかを厳しく見直すとともに、不正行為ができない組織的な体制を確立する。

6 会計事務の適正化

(1) 県立学校においては、公会計はもとより私費会計についても、平成14年3月7日付学政第1567号「学校徴収金等の適正な会計事務処理について」で策定を依頼し、その後、平成16年3月8日付教財第568号で再度依頼したとおり、各学校における「学校徴収金事務取扱要領」の遵守について、徹底を図るとともに、徴収金の収入及び支出にあたっては、複数職員によるチェックを実施するなど、常日頃から適正な会計事務処理に努める。

(2) 市町村立学校においては、公会計はもとより私費会計についても、平成17年1月18日付学人第686号「学校徴収金等の適正な会計事務処理について」で策定を依頼したとおり、各教育委員会における「学校徴収金事務取扱要領」の遵守について、徹底を図るとともに、徴収金の収入及び支出にあたっては、複数職員によるチェックを実施するなど、常日頃から適正な会計事務処理に努める。

7 個人情報等の厳重管理

- (1) 個人情報や重要文書の持ち出しは厳禁とする。
- (2) ノートパソコンのハードディスクに個人情報や重要情報等を入れておかない。
- (3) 個人情報・秘密情報のファイルには、必ずパスワードを設定する。
- (4) 手荷物を外から見える状況においたまま車から離れることは、絶対にしない。